

報告第4号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会の議決により指定されている事項について次のように専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和4年10月11日報告

白井市長 笠井 喜久雄

専決処分書

損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定されている事項について、次のように専決処分する。

令和4年9月14日

白井市長 笠井 喜久雄

損害賠償の額を定め和解することについて

1 相手方 白井市在住の個人1人

2 事故の概要

令和4年7月20日午後2時30分頃、本市職員が庁用車で福祉施設を訪問した際、隣接する集合住宅の駐車場に設置されていた駐車ポールに接触し、当該駐車ポールを破損させたもの。

3 損害賠償の額 金189,090円

4 和解の条件

市の過失割合を10割とし、相手方の過失割合を0割とする。

市は、相手方に対し、本件事故に関する一切の損害賠償金として、金189,090円を支払う。

なお、本件示談の他、市と相手方には、一切の債務債権関係がないことを確認する。